

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する意見があった。  
なお、当該意見については、次のとおり一般の縦覧に供する。

令和5年6月5日

大阪府知事 吉村 洋文

- 1 大規模小売店舗の所在地及び名称  
東大阪市箱殿町518番1ほか  
（仮称）クスリのアオキ箱殿店
- 2 大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定による公告をした日  
令和5年1月19日（令和5年大阪府告示第56号）
- 3 意見の概要
  - (1) 東大阪市の意見
    - ア 来店車両等が収容台数を上回る場合は、適切に対応を図ること。
    - イ 駐車場出入口において、交通整理員を配置するなど歩行者等の安全確保に努めること及び周辺道路での迷惑駐車のないよう来店客に周知すること。
    - ウ 敷地北側の駐車場の出入口の位置及び幅等について関係機関と協議すること。
    - エ 駐輪場の位置及び店舗入り口への動線について、来店客に周知し、安全に通行できるよう配慮すること。
    - オ 来店車両に対する案内経路について、案内表示及びピラ等により周知すること。
    - カ 東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例に基づく、ごみ減量推進に係る事項を遵守すること。
    - キ 東大阪市生活環境保全等に関する条例に定める指定工場等の設置にあたっては、騒音・振動に係る規制基準を遵守するとともに、店舗から発生する臭気等について留意すること。
    - ク 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。
    - ケ 青少年の非行の防止に配慮すること。
    - コ 東大阪市屋外広告物条例に該当する場合は必要な手続を行うこと。
    - サ 大阪府自然環境保全条例に基づく届出を行うこと。
    - シ 東大阪市景観計画に基づき、関係部署と協議のうえ届出を行うこと。
  - (2) 東大阪市の区域内に居住する者等の意見
    - ア 店舗の閉店時刻について、遅くとも22時までとし、駐車場利用は22時30分までとすること。
    - イ 通学路及び計画地北東の交差点を経由しない車両の来退店経路を策定すること。
    - ウ 国道308号側から来店する歩行者の安全確保のため、信号機の設置と国道北側の電柱移設をするとともに、外側線上に橙色のポールを配置すること。

エ 交通誘導員の配置等により、北側及び南側出入口における歩行者の安全確保に努めること。

オ 開設後、自治会の要望により協議の場を設けること。

#### 4 意見の縦覧の期間及び場所

##### (1) 縦覧の期間

令和5年6月5日から同年7月5日まで

##### (2) 縦覧の場所

大阪市住之江区南港北一丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎25階

大阪府商工労働部中小企業支援室商業振興課

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪州市長公室広報広聴室市政情報相談課